

報告事項

件名	緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の県立学校の対応について
提出理由	緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の県立学校の対応について、別紙のとおり報告します。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 県立学校における感染状況2 県立学校での対応3 各家庭への要請4 市町村教育委員会への要請

(総務課)

緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の県立学校の対応について

1 県立学校における感染状況（速報値）

	7/5 ~ 7/11	7/12 ~ 7/18	7/19 ~ 7/25	7/26 ~ 8/1	8/2 ~ 8/8	8/9 ~ 8/15	8/16 ~ 8/22
生徒（人）	9	26	31	108	156	162	221
教職員（人）	2	1	2	4	14	11	13
学校（校）	10	19	22	65	84	77	97

2 県立学校での対応

(1) 基本的な感染防止対策

- ア 検温・健康観察の徹底
 - ・本人または家庭内に体調不良者がいる場合は登校させない
- イ 手洗い・マスクの正しい着用及び換気の徹底
 - ・不織布マスクの効果の周知
- ウ 食事中の会話禁止
- エ 登下校の直行・直帰の徹底

(2) 授業における感染防止対策

- ア 時差通学・短縮授業の実施
 - ・原則として始業時刻の繰り下げ及び短縮授業を実施
- イ 分散登校とオンライン学習の併用
 - ・教室内の間隔は可能な限り2m（20名／室を基本）
- ウ 感染リスクの高い活動の禁止
 - ・近距離で行う合唱、管楽器演奏
 - ・調理実習
 - ・密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動 など

(3) 部活動、学校行事における感染防止対策

- ア 部活動 平日のみ2回／週、90分以内、校外活動禁止
(公式大会・コンクール等に出場する場合を除く)
- イ 泊を伴う修学旅行等 延期又は中止
- ウ 県境を越える遠足等 延期又は中止
- エ 文化祭・体育祭等 児童生徒・教職員のみで実施

(4) 陽性者発生時の拡大防止対策

感染管理認定看護師による早期支援要請（eMAT）

※ 特別支援学校については、児童生徒の障害の状況、地域の感染状況等を踏まえ対応

3 各家庭への要請

生徒及び同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合は、登校させずに自宅での休養を。

4 市町村教育委員会への要請

県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況等も考慮した上で適切な対応を。